

募集要領等に関する質問書への回答

令和4年3月16日

該当箇所	質問内容	回答
募集要領 2頁 第2 事業の概要 5 事業の対象範囲 (1) MRI装置本体（一式）の導入	募集要領、第5 事業の範囲 (1) MRI装置本体（一式）の導入の「本病院が指定する性能・機能に関する要件をすべて満たすMRI装置の導入（装置の搬入、据付、配線、調整等を含む）とありますが、装置運用に伴う施設内ネットワーク接続（電子カルテ・PACS等）作業および接続費用も含めた認識でよいのかご教示願います。	当院で実施しますので、作業及び接続費用は含めないでください。
募集要領 8頁 第5 提案の審査及び選定に関する事項 3 評価方法 (2) 第二次審査（プレゼンテーション）	募集要領、3 (2) 第二次審査（プレゼンテーション）にて、プレゼンテーション時、提出済みの提案書に則りPowerPointで大型モニターを用いる（動画含む）可否をご教示願います。	第二次審査（プレゼンテーション）については、第一次審査の通過者に、改めて連絡します。
提出書類説明書（様式集） 1項 3 参加者を特定できる記載事項の禁止等 (1)	提出書類説明書（様式集）、3参加者を特定できる記載事項の禁止等 (1)にて、「提出書類の提案書の作成に当たっては、審査の客観性を確保するため、参加（構成員を含む。）を特定できるよう表示（事業者名等）は一切付さないこと。」とありますが、装置名、技術内容など直接的な表現でない場合は表示可能かご教示願います。	記載された装置名、技術内容が、参加者（構成員を含む。）を特定できるような表現であれば不可となります。
協定書（案）7頁	宅地建物取引業者は福島県知事の登録業者以外でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
協定書（案）7頁	構成員に付きまして、施工者、設計者、工事監理者の代表が同一人物でもよろしいですか。	お見込みのとおりです。
協定書（案）2頁 第7条（施設等の設計）	確認申請上、建築主は事業代表者もしくは建設業者で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。建築主と売買契約を締結することになります。

<p>売買契約書（案）</p>	<p>売買契約書（案）は一本（機器・建物等）での契約となっておりますが、代表事業者が高度医療機器販売業許可証を保有している場合、MRIの売買契約を代表事業者の医療機器販売会社との契約、また、建物の売買契約を構成員の建設会社との契約にそれぞれ分離して契約することができますか。</p>	<p>原則、分離はできません。分離しなければならない理由がある場合は、その理由を踏まえ、協議の上、判断いたします。</p>
<p>募集要領 4頁 第3 応募者の要件 2 参加資格要件</p>	<p>MRI装置導入について、メーカーとディーラーが構成員としてそれぞれ参加する場合、導入実績等の提出はメーカーの実績でよろしいですか。又、参加事業者構成表のMRI導入事業者欄にメーカー、ディーラーそれぞれ登録してもよろしいですか。</p>	<p>実際にMRI装置を納入する事業者の実績を記載し、参加事業者構成表のMRI導入事業者欄には当該事業者名のみ記載してください。</p>
<p>募集要領 4頁 2 参加資格要件 (5) 宅地建物取引に関する要件</p>	<p>宅地建物取引業法に規定する免許を有する者につきましては、福島県外に拠点を持つ会社でもよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>募集要領 2頁 第2 事業の概要 6 費用の負担</p>	<p>不動産売買仲介手数料は病院様と施設整備事業者の双方が負担し、病院側の仲介手数料は提案金額に含まず別途お支払い頂く事で宜しいでしょうか。 上記仲介手数料算出に関して、建物みの費用に関するものとし、医療器械(MRIなど)の費用は除くと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>募集要領 第7 契約手続きに関する事項 4基本協定、契約書の作成費用 において、「契約内容の検討に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代、宅地建物取引業法に規定する免許を有する者に建物売買にかかる業務を委託する場合にかかる費用など、契約書の作成に要する費用は選定事業者の負担とする。」とありますので、売買価格提案書に含めてください。 下段はお見込みのとおりです。</p>

<p>募集要領 4頁 2 参加資格要件</p>	<p>本項目に記載されています通り、各業者がMRI室の新築または改修工事の実績を持っていない場合は、グループの構成員の1者が実績を持っていれば参加要件を満たすものと考えています。その場合、参加資格確認調書の各事業者の実績を記載する欄には、当該事業者が本実績がない場合は、弊社あるいは実績のある構成員の実績を記載するという事によろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>募集要領 4頁 第3 応募者の要件</p>	<p>(1)-②、(2)、(3)-②の要件に記載している実績について、「実績を複数有し」とは1件以上の実績があれば要件を満たしていると判断して宜しいでしょうか。</p>	<p>2件以上の実績となります。</p>
<p>募集要領 4頁 第3 応募者の要件</p>	<p>(1)-②、(2)、(3)-②の要件について、複数の事業者でグループを構成した場合、各構成員が実績を有している場合は合算して実績を記載して宜しいでしょうか。</p>	<p>合算はできません。</p>
<p>募集要領 8頁 第5 提案の審査及び選定に関する事項 3 評価方法 (2) 第二次審査（プレゼンテーション）</p>	<p>(2) 第二次審査（プレゼンテーション）において、プレゼンテーションの参加人数等の制限はあるでしょうか。 また、プレゼンテーションはグループ構成員以外（装置メーカー等）から参加しても宜しいでしょうか。</p>	<p>第二次審査（プレゼンテーション）については、第一次審査の通過者に、改めて連絡します。</p>